

医対第1926号
令和3年10月19日

一般社団法人 大阪薬業クラブ 理事長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

令和3年度「大阪府献血推進月間」の実施について（依頼）

日頃から本府の血液行政に御協力いただきありがとうございます。

大阪府では12月を「大阪府献血推進月間」と定め、府民への献血意識の普及向上とともに、継続的かつ安定した献血者の確保を図るため、別紙要綱に基づき取り組みを実施します。

つきましては、貴職におかれましても御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、「献血広報掲載用例文」を添付しますので、貴所属の機関紙等への啓発記事の掲載についても、特段の御配慮をいただきますよう併せてお願いいたします。

大阪府健康医療部保健医療室
医療対策課救急・災害医療グループ
担当：小林・真田
TEL：06-6944-9168（直通）
FAX：06-6944-6691

令和3年度「大阪府献血推進月間」実施要綱

1 趣 旨

献血推進月間を設け、医療における血液製剤の重要性について広く府民に訴え、その理解と協力に基づく献血意識の普及向上とともに、継続的かつ安定した献血者の確保を図る。

特に、400mL献血、複数回献血及び若年層の献血への参加を積極的に推進する。

2 期 間

令和3年12月1日（水）から12月31日（金）まで

3 実施主体

大阪府	日本赤十字社大阪府支部
各市町村	大阪府赤十字血液センター
各市町村献血推進協議会	

4 実施事項

(1) 報道機関及び各種広報媒体による啓発宣伝

ア 実施主体は、各種広報媒体を通じ、献血意識の普及向上を図り、献血を呼びかける。

イ 実施主体は、報道機関に対し、献血に関する資料を提供して積極的な協力を依頼し、月間運動の周知徹底を図る。

(2) 広報資料の作成配布等による啓発宣伝

ア 実施主体は、献血意識の啓発普及を図るため、広報資料を作成する。

イ 実施主体は、自己機関（大阪府における保健所等）及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、大阪府登録販売者協会等各種団体の協力を得て、広報資料を掲示又は配布する。

(3) 催し物等による啓発宣伝

実施主体は、関係者等の協力を得て、広報行事又は街頭広報を実施する。

5 実施結果の報告

大阪市及び各市町村献血推進協議会は、街頭広報実施結果を別紙1「令和3年度「大阪府献血推進月間」街頭広報実施結果」及び別紙2「令和3年度「大阪府献血推進月間」機関紙等広報掲載実績」により令和4年1月14日（金）までに、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課あて報告するものとする。

12月は大阪府献血推進月間です！

「～献血がつなぐ 命と優しさを～」

～400mL献血、複数回献血への
ご協力をお願いします～

輸血等に必要な血液を確保するためには、
1日あたり約14,000人の方に
献血にご協力いただく必要があります。
ぜひ、献血にご協力を！



©2014 大阪府もずやん

献血については
大阪府赤十字血液センターの
ホームページをご覧ください。

<https://www.bs.jrc.or.jp/kk/osaka/> (スマホ・パソコン)



大阪府健康医療部保健医療室医療対策課

大阪府中央区大手前2丁目1番22号

TEL 06-6944-9168

FAX 06-6944-6691